

## 大口定期預金(自由金利型定期預金)

令和4年5月10日

販売対象	・法人、個人	
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 … 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年</li> <li>・満期日指定方式 … 1ヵ月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>	
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・1,000万円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。	
利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期まで適用します。</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> </ul>
	(2) 利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。</li> </ul>
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</li> <li>・法人は総合課税となります。</li> </ul>	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間利払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</li> </ul>	
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。</li> </ul>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期預金等共通規定・自由金利型定期預金規定(大口定期預金)が適用されます。